

## 「宿泊税の考え方（案）」のパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、観光資源の魅力向上や旅行者の受け入れ環境の充実、その他観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税の導入を検討しています。

このたび、本市における「宿泊税の考え方（案）」を作成し、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 宿泊税の考え方（案）の趣旨・目的

本市が将来にわたり活力と魅力のある都市として発展することを目指し、観光振興に資する施策を行うためには、宿泊税の導入が必要と考えています。このたび、新たな施策の方向性や宿泊税の使途の明確化などの考え方をまとめ、幅広く意見を募集するために「宿泊税の考え方（案）」を作成しました。

### 2 宿泊税の考え方（案）の公表

#### （1）公表期間

令和8年7月22日（水）～8月21日（金）

#### （2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧および配布

観光MICE企画課（市役所高層棟7階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、  
各区役所総務課、各区図書館



### 3 意見の募集

#### （1）募集期間

令和8年7月22日（水）～8月21日（金）

#### （2）募集方法

「宿泊税の考え方（案）」に対する意見」と記載の上、個人の場合は住所および氏名（ふりがな）を、団体の場合は団体の所在地、団体名および代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

#### （3）提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市役所 観光MICE企画課  
※当日消印有効

イ FAX 043-245-5558

ウ 電子メール [kanko.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:kanko.EAE@city.chiba.lg.jp)

エ 持参 観光MICE企画課（市役所高層棟7階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に観光MICE企画課（電話245-5281）までご相談ください。

#### 4 市民への周知

- (1) ちば市政だより 7月号掲載
- (2) 市ホームページ 7月22日(水)公開

#### 5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和8年10月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。